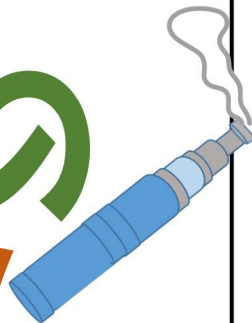


リラックス効果をうたう



電子タバコの 定期購入にご注意!



相談事例



インターネットで見た広告から、「リラックスできる」、「未成年でも大丈夫」という電子タバコ（たばこ型のスティック）が初回500円と安かったので、1回だけのつもりで購入申し込みをした。

商品が届き代金はコンビニから支払ったが、後日、また同じ商品が届いたので、販売会社に問い合わせたところ、「初回500円の定期購入コースに申し込んでいる。4回購入しなければ解約は出来ない。」と言われた。2回目からは1万980円と急に高額になるので、中途解約にに応じて欲しい。

アドバイス



- ◆ 初回価格が安いからと、インターネットで安易に購入すると、実は定期購入で次回から高額な料金がかかることがあります。

購入する際には、定期購入になっていないか等、契約条件をよく確認してください。購入時のパソコンやスマートフォンの画面は保存しましょう。



- ◆ インターネットショッピングなどの通信販売は特定商取引法上のクーリング・オフ規定がないため、クーリング・オフはできません。ウェブサイト上に表示されている契約条件等がよく分からない場合は、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

※クーリング・オフに関しては裏面もご覧ください。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

い や や
1 8 8

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター
公式LINE
のご案内はこちら



クーリング・オフできる？できない？

クーリング・オフとは

訪問販売、訪問購入、電話勧誘販売などのように不意打ち性の高い販売方法、マルチ商法や内職商法のように特殊な販売方法では、消費者は冷静に判断できないまま契約してしまうことが起こりがちです。

そのため、特定商取引法では契約後も一定期間、消費者に頭を冷やして考え直せる機会(クーリング・オフ期間)を与えています。この期間内に書面で事業者申し出れば、無条件で契約を解除することができます。(事業者は、消費者に損害賠償、違約金の請求はできません。)



クーリング・オフができる契約

取引形態	内容	期間
訪問販売・訪問購入	キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法などを含む。	8日間
電話勧誘販売		
特定継続的役務提供契約	エステティックサロン・一定の美容医療・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス	
連鎖販売取引	マルチ商法	20日間
業務提供誘引販売取引	内職・モニター商法など	



クーリング・オフができるかどうか分からない時や、クーリング・オフ期間が過ぎてしまった時でも、まずは消費生活相談窓口(局番なし188)へ相談しましょう。条件によって解約できる場合があります。

クーリング・オフができない契約

店舗

自分の意思で店舗に出向いて行った契約

通信販売

インターネット、カタログやチラシ、DM、テレビショッピング番組などの通信販売で購入した場合

路上勧誘をきっかけで行う一部の契約

飲食店、マッサージ、カラオケボックスなどに関するサービス

役務の提供

結婚式、葬儀、都市ガス、熱の供給など
※ 電気供給契約は除く。

迷ったら(局番なし188)へ相談しよう



その他

自動車及び自動車リース、現金取引で総額3,000円未満の場合など

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



神奈川県



くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter(かながわ中央消費生活センター) https://twitter.com/kanagawa_shouhi



〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506